

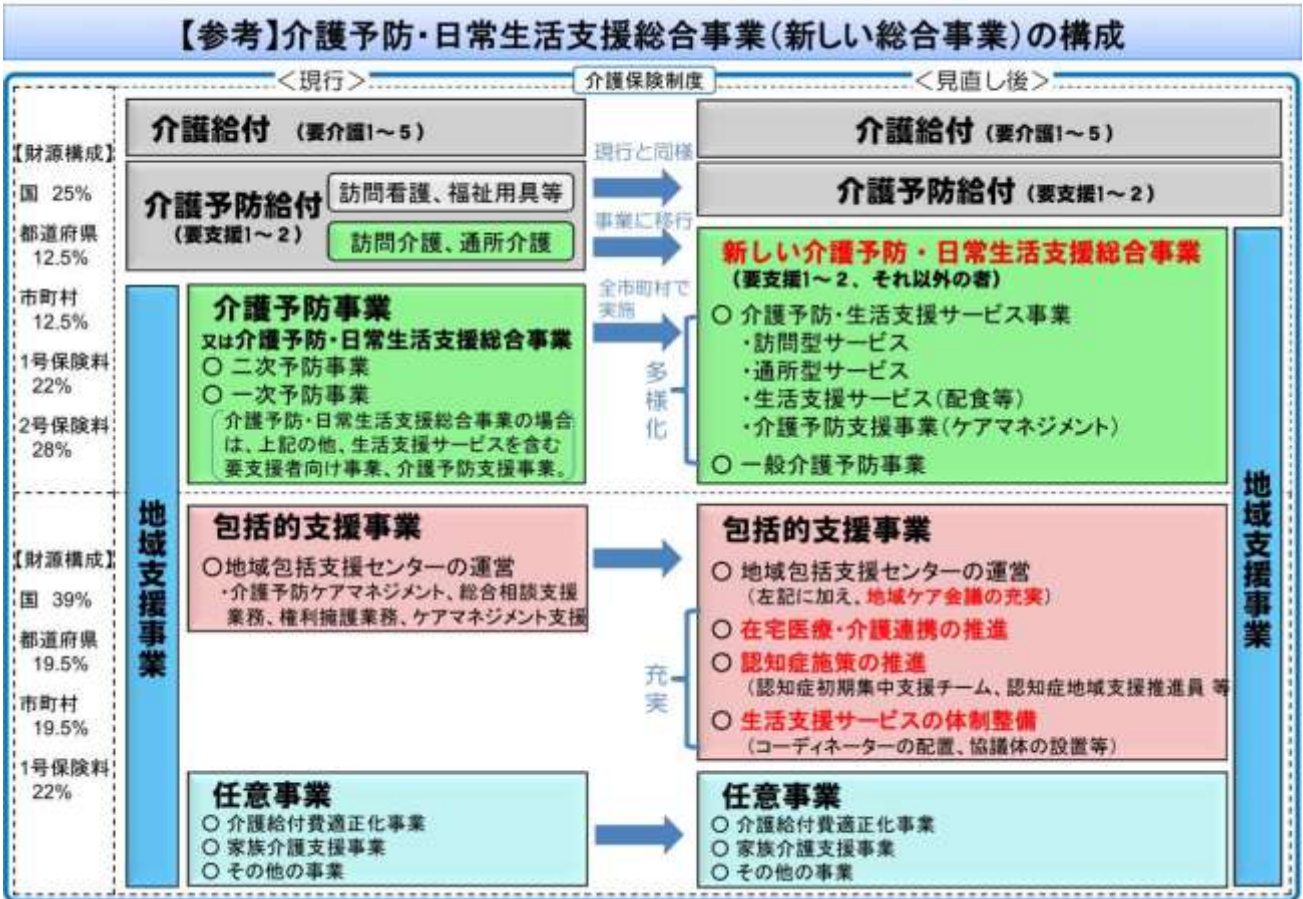
寒川町介護予防・日常生活支援総合事業説明会 資料

寒川町
高齢介護課

I. 新しい総合事業について

1. 新しい総合事業について

今までの予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、各市町村が主体となって実施する地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。



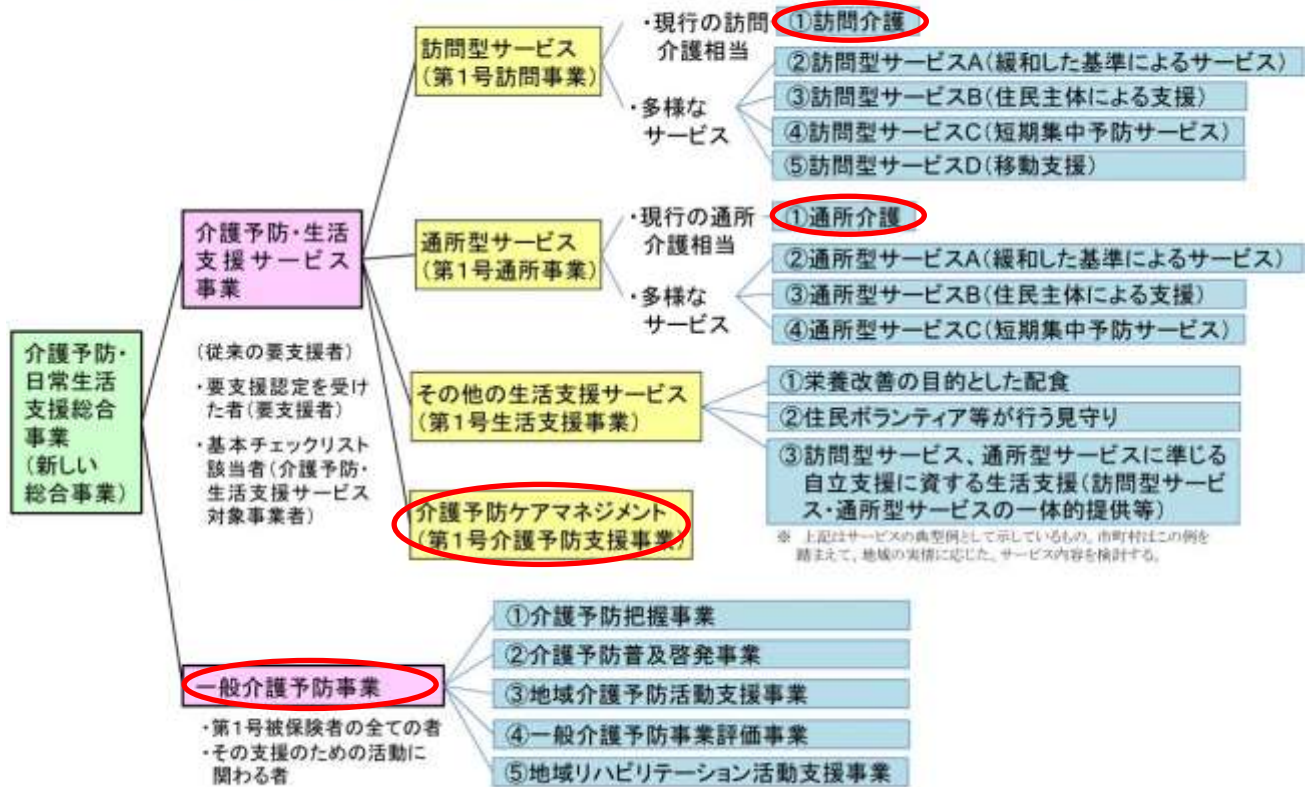
POINT!

総合事業は各市町村が独自の基準、内容で行います。市町村によって、実施内容や基準が異なるため、寒川町以外の利用者を受け入れている場合には注意が必要です。

2. 寒川町の総合事業について

寒川町においては、総合事業を平成29年4月より開始します。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



POINT!

寒川町で平成29年4月から実施する予定の総合事業の内容は以下のとおりです。

新しい総合事業(案)	介護予防・日常生活サービス事業	①訪問型サービス ・介護予防訪問型サービス(現行の訪問介護相当) ②通所型サービス ・介護予防通所型サービス(現行の通所介護相当) ③介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	①元気はっけん広場 ②介護予防講師派遣事業 ③お父さんのためのアンチエイジング講座 ④高齢者健康トレーニング教室 ⑤介護予防ボランティアポイント

※今後、総合事業開始後にサービス内容が変更となる場合もあります。

3. 総合事業の対象者について

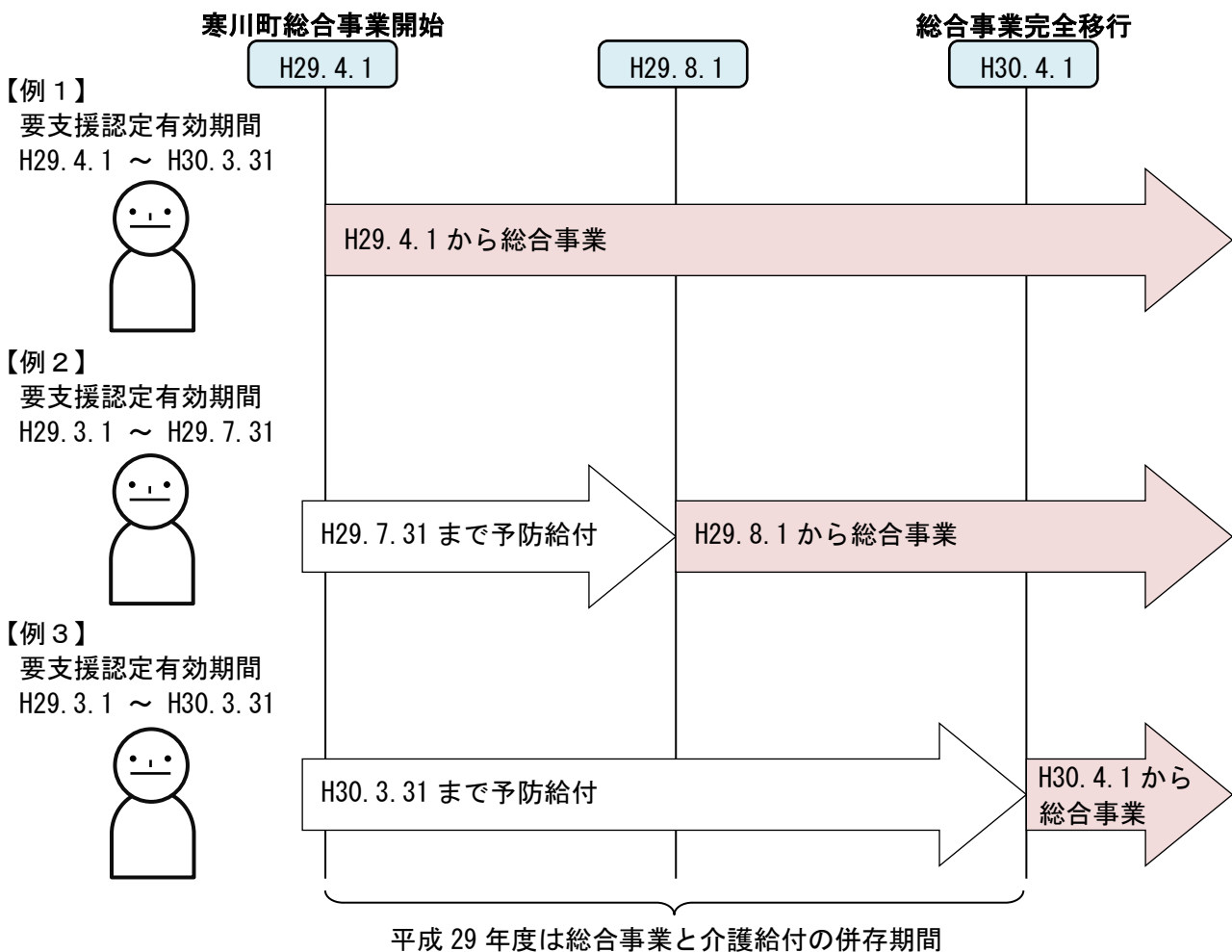
総合事業の対象者は、

- ①平成 29 年 4 月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(※認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月以降の要支援者)
- ②平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

※平成 29 年 3 月末までに、既に要支援認定を受けている要支援者は、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービス提供をします。

※平成 29 年 4 月以降に認定更新等により、要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、総合事業としてサービス提供をします。

【要支援者の総合事業利用開始時期について】



POINT!

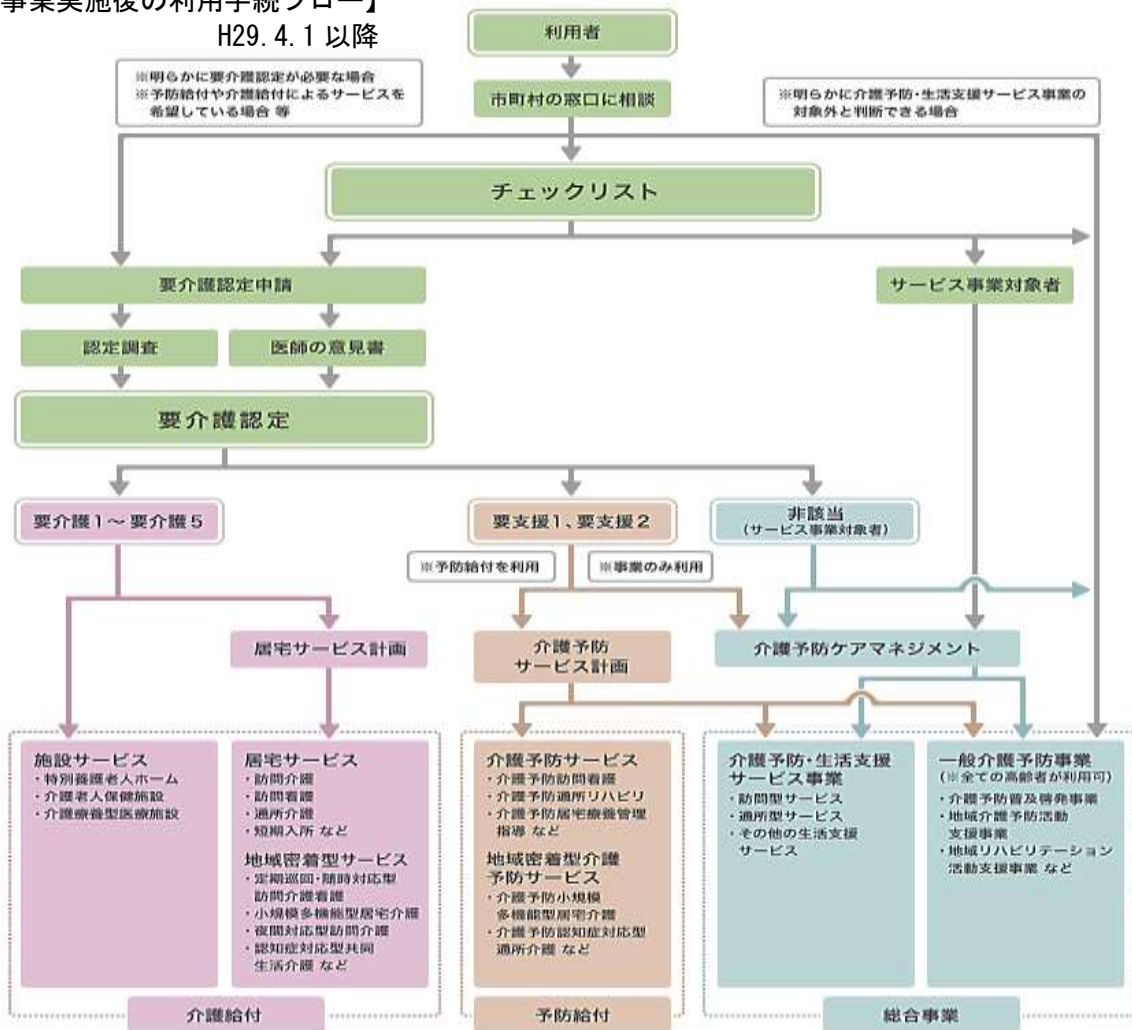
今現在の要支援者が、一斉に総合事業利用者にはなりません。
併存期間の平成 29 年度中に順次移行していくこととなります。

4. 総合事業の利用手続について

総合事業を利用するためには、要介護認定で要支援の認定を受けることか、チェックリストにおいて事業対象者と判定されることが必要です。

要支援認定者で総合事業のサービスのみを利用する人や、事業対象者には、「介護予防ケアマネジメント」を実施します。

【総合事業実施後の利用手続フロー】 H29. 4. 1 以降



POINT!

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の実施一覧

	要支援者 (予防給付のみ利用)	要支援者 (予防給付＋総合事業)	要支援者 (総合事業のみ利用)	事業対象者
介護予防 ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

※ただし、「認定有効期間の開始がH29. 3. 31 以前で、終了年月日がH30. 3. 31 までの要支援者」の場合は、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として訪問介護・通所介護が引き続き行われるので、訪問介護・通所介護のみの利用であっても、介護予防支援を実施します。

Ⅱ. 介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービス（現行相当）

1. 現行サービスとの比較

◆訪問型サービス

		介護予防訪問介護	介護予防訪問型サービス (現行相当)
1	提供時期	平成 29 年 4 月以降の認定更新等まで	平成 29 年 4 月以降の認定更新等から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	
4	サービス提供者	予防給付の指定事業者	総合事業の指定事業者
5	サービスの基準	現行	現行と同様
6	単価	現行	現行と同様
7	サービスコード	現行	総合事業用コード (A 2)
8	給付制限	有	無
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	
10	限度額管理	限度額管理の対象となり、国保連で管理	
11	事業者への支払	国保連経由で審査支払	

◆通所型サービス

		介護予防通所介護	介護予防通所型サービス (現行相当)
1	提供時期	平成 29 年 4 月以降の認定更新等まで	平成 29 年 4 月以降の認定更新等から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	通所介護事業者の従業者によるサービス	
4	サービス提供者	予防給付の指定事業者	総合事業の指定事業者
5	サービスの基準	現行	現行と同様
6	単価	現行	現行と同様
7	サービスコード	現行	総合事業用コード (A 6)
8	給付制限	有	無
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	
10	限度額管理	限度額管理の対象となり、国保連で管理	
11	事業者への支払	国保連経由で審査支払	

POINT!

現行相当のサービスとなる為、内容や基準等は変わらないが、請求に必要なサービスコードなどは総合事業のものとなる。

2. 事業者の指定について

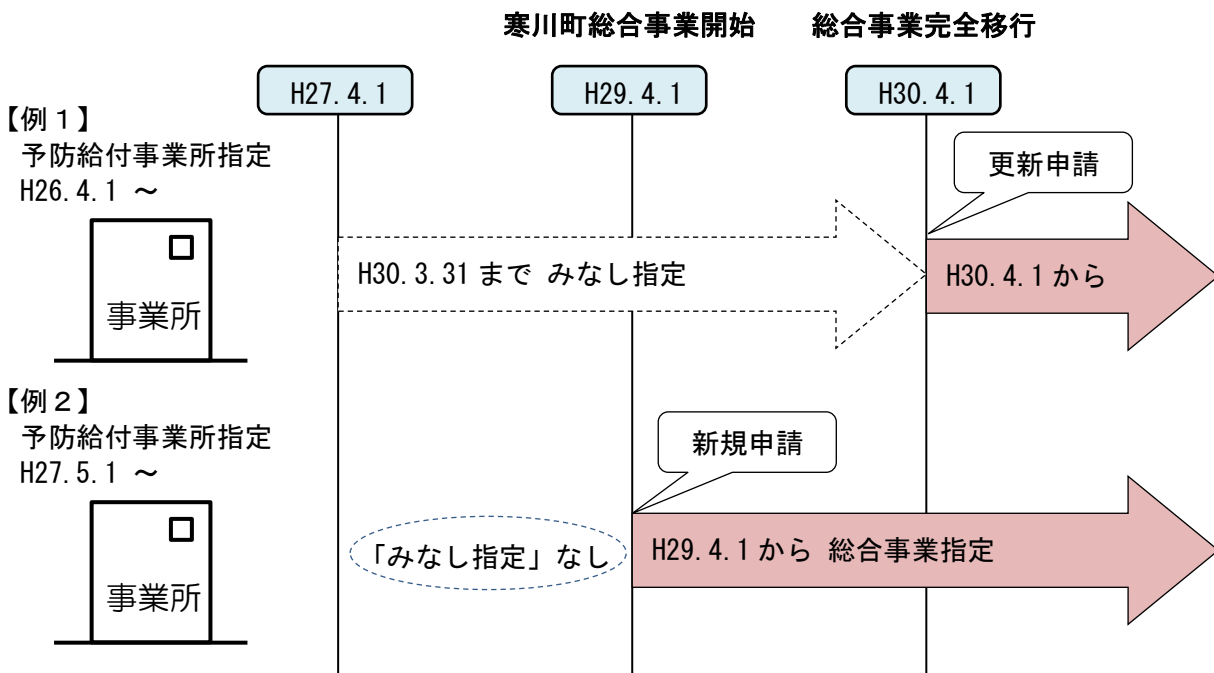
総合事業における現行相当のサービスについても、予防給付と同様に事業者の指定によりサービスを提供します。(指定事業者制)

予防給付においては、県から指定を受けて事業を実施していましたが、総合事業としてサービスを提供する為には、市町村毎にその指定を受ける必要があります。

また、負担軽減を図るため、平成 27 年 3 月 31 日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者については、平成 27 年 4 月 1 日に総合事業の指定を受けていたものとする「みなし指定」が適用されています。みなし指定の効力は全市町村であり、有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。

※平成 27 年 4 月以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者については、みなし指定の対象となりません。平成 29 年度から寒川町の総合事業を実施する場合には、本年度内に指定申請を行って下さい。

【総合事業における事業者指定について】



POINT!

みなし指定を受けている事業所は、平成 30 年 4 月から指定を更新するように手続きが必要。

みなし指定を受けていない事業所は、平成 29 年 4 月から新規の指定を受けるように手続きが必要。

3. 定款等の修正について

◆定款

総合事業の指定を行うに際して、町では定款等に総合事業を行う旨の記載があるかを確認します。

そのため、法人の定款の目的・事業の記載から総合事業を行うことが読み取れない場合には、新規指定申請（※みなし指定を既に受けている事業所の場合は、平成30年4月からの更新申請）までに、定款への記載が必要となります。

また、定款において使用する用語は、介護保険法で使用されている用語で記載をお願いします。（例：介護保険法に基づく第1号事業）

※平成30年3月末までは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が提供される可能性があります。

※定款の変更にあたっては、所管官庁の許認可が必要な場合がありますので、必ずご確認ください。

◆運営規程・契約書・重要事項説明書等

運営規程や契約書、重要事項説明書等についても、総合事業としてサービスを提供することになるため、変更をする必要があります。

現在、予防給付を利用している利用者が、認定の更新等によって総合事業のサービスを利用し始めた際には、契約書、重要事項説明書を改めて取り交わす等の作業をしてください。

※提供されるサービス、契約内容等について誤解が生じないようであれば、覚書を取り交わすといった対応でも差し支えありません。

POINT!

定款の変更時期に合わせて、契約書や重要事項説明書についても作業を進めて下さい。

4. 基準及び報酬について

◆ 基準

人員、設備、運営の基準については、現行の予防給付における介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準となります。

また、同一の事業所において事業対象者と要支援者、要介護者に一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、全ての利用者を合計した数で基準を満たすことが必要です。

◆ 報酬

現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様、算定単位が1月あたりの包括報酬を用います。加算・減算についても、現行と同様です。

なお、1単位あたりの単価は、寒川町の地域区分単価となるため、総合事業の介護予防訪問型サービスについては10.70円、介護予防通所型サービスについては10.45円となります。

【介護予防・生活支援サービス事業単位数表（訪問）】

区分	対象	単位数
介護予防訪問型サービス費（Ⅰ）	事業対象者 要支援1 要支援2 週1回程度の訪問が 必要とされた者	1,168単位
介護予防訪問型サービス費（Ⅱ）	事業対象者 要支援1 要支援2 週2回程度の訪問が 必要とされた者	2,335単位
介護予防訪問型サービス費（Ⅲ）	要支援2 週2回を超える訪問が 必要とされた者	3,704単位

【介護予防・生活支援サービス事業単位数表（通所）】

区分	対象	単位数
介護予防通所型サービス費（Ⅰ）	事業対象者 要支援1	1,647単位
介護予防通所型サービス費（Ⅱ）	要支援2	3,377単位

POINT!

基準や報酬の内容については変わりませんが、総合事業としての請求が必要となります。

サービスコード表を確認して、総合事業として請求を行って下さい。

また、平成29年度については、予防給付と総合事業の併存期間となっているので、ご注意下さい。

5. 利用者負担及び利用者限度額について

◆利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。

給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施します。

なお、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時に取られる給付制限と同様の措置については、実施しません。

◆利用限度額

要支援者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

事業対象者の利用限度額については、予防給付の要支援1の利用限度額と同額とします。

区分	支給限度額
事業対象者 要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

Ⅲ. 介護予防ケアマネジメント

1. 概要

前述のとおり、要支援者で総合事業のサービスのみを利用される方と事業対象者には、従来の介護予防支援ではなく、総合事業の介護予防ケアマネジメントが実施されます。

介護予防ケアマネジメントについては、国より3類型が示されていますが、寒川町では「介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）」のみ実施します。

◆介護予防ケアマネジメントA

介護予防ケアマネジメントAは、従来の介護予防支援と大きな変更点はありません。

アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て、確定・交付を行います。モニタリングについても、少なくとも3ヵ月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービス変更を行うことが出来るような体制をとっておくことも必要です。

類型	利用サービス	実施機関	利用者	委託	単位
A	介護予防訪問型サービス 介護予防通所型サービス	地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業者 (包括からの委託)	要支援者 事業対象者	有	430 単位 + 初回加算 300 単位 + 介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所連携加算 300 単位